

2020年8月14日

大阪府三島府税事務所長  
岡本 富士男 様

大阪府職員労働組合府税支部三島分会  
分会代表者



## 要 求 書

三島府税事務所に働く職員の労働条件の向上と、府民サービスの向上、健康で働きやすい職場環境を確保するために、下記のことを速やかに実現することを要求します。

### 記

- 1 分会との労使慣行を遵守し、労使間の確認事項を遵守すること。労働条件等にかかわる業務の変更等については、事前に分会と協議し、協議が整わない場合は実施しないこと。  
所属する労働組合による不平等取扱いは一切行わないこと。また、労働組合に対する不当な介入・干渉は行わないこと。
- 2 大阪府当局が過去に行った不当な賃金抑制を改め、給与・一時金を抜本的に引き上げるよう、関係機関に働きかけること。
- 3 府税事務所に勤務するすべての職員に対し、税務職俸給表の適用、もしくは調整額の支給を行うよう、関係機関に働きかけること。
- 4 労働条件を悪化させ、評価者を含む圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないとする「相対評価」は撤回すべきであり、「新人事評価制度」の賃金リンクを撤回するよう、関係機関に働きかけること。とりわけ、今年度は新型コロナウイルス対応により全職場が混乱している中、評価そのものを中止すべきであり、賃金リンクを中止すること。
- 5 非常勤職員の雇用の継続や給料・労働条件の改善を行うよう、関係機関に働きかけること。
- 6 時差勤務を廃止し、勤務時間を拘束8時間とするよう、関係機関に働きかけること。
- 7 「副主査」選考については、府税業務に必要な研修の参加を反映させるなど、対象者の負担を軽減すること。職務経験や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職4級の水準に到達できるよう、賃金体系の改善を行うこと。

8 「税込確保対策」等による労働強化・管理強化は行わないこと。また、「税込確保重点月間」等を理由とした時間外勤務の強要を行わないこと。

新型コロナウイルスに係る応援が職場及び職員の負担とならないよう、あわせて、新型コロナウイルスにより生活や経営が困難となっている府民並びに企業に対し丁寧で十分な対応ができるよう、人員確保をはじめとする適切な措置を講じること。

9 台風、地震等の災害に伴う交通機関の途絶に対し、職員の安全確保の観点から早期に特別休暇の判断を行うこと。また、必要な参集要員・対応業務を明確化するとともに、迂回通勤等による交通費を自己負担とさせないよう、関係機関に働きかけること。

新型コロナウイルスに係る応援職員の通勤認定変更については、職員及び職場の負担軽減を行うよう、関係機関に働きかけること。

10 職員の長時間勤務解消や過重労働防止等、実質的な労働時間の短縮を図る観点から、人事異動などにおいて本人の希望を尊重するなど、適切に対応すること。

11 再任用職員の労働条件等を改善すること。

(1) 給与・一時金の改善を行うよう関係機関に働きかけること。

(2) 再任用職員の福利厚生を再任用以外の職員と同等にすること。また、人間ドック受診に補助金制度を創設するよう関係機関に働きかけること。

(3) 週休日に勤務を命ずる場合、通勤にかかる交通費が支給されていないため、交通費を支給するよう、関係機関に働きかけること。

12 VDT作業における職員の健康管理体制の充実と作業環境の整備を行うこと。また、VDT特別健康診断の充実と全員受診体制を確立するよう、関係機関に働きかけること。

13 職員の健康管理、熱中症対策、執務環境の改善を行うこと。また、換気機能のある空調機器を導入し、季節を問わず、弾力的に運転すること。

(1) 職員が快適に執務できるよう、執務室内の温度及び湿度の管理を適切に行うこと。また、職員がやむを得ず時間外勤務を行う場合にも、空調機器の運転を行うこと。

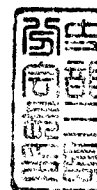
(2) 職員が自由に水分補給等できるように、必要に応じて休息が取れるよう徹底すること。

(3) 新型コロナウイルスのみならず、ウイルス等感染予防の観点から、積極的に換気を行うこと。

#### ◆ 要望事項

あわせて、以下の通り要望します。

1 職員基本条例に基づく相対評価、及び新人事評価制度は、圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないと感じ、府民サービスの向上よりも評価されるための仕事につながりかねないとの懸念を抱いています。とりわけ、全員ががんばってもブラックボックスの中で順位付けが行われる「相対評価」を廃止してください。



2 職務に対する職員の健全な意見を封じる職員基本条例、労使関係条例を廃止し、府民と直に接する職員の声をくみ上げる風通しの良い府庁組織としてください。

3 税務業務の民間委託は、賦課から徴収まで一貫して納税者に責任を持つべき体制を分断し、納税者の個人情報保護の観点からも大きな問題を持っています。また、民間委託は非正規雇用を前提とした入札（低価格競争）が行われています。

きわめてデリケートな個人情報を扱う税務業務の民間委託を撤回するとともに、府民に信頼される公正・公平な税務行政を確立してください。

また、大阪府が「民間開放」を口実に、使い捨ての非正規労働を率先じて拡大している現状を改め、公契約条例を制定し、非正規労働者の賃金・労働条件の改善の先頭に立ってください。

4 自動車税全件引継や不動産取得税の課税保留、チェック項目の増加など、業務量が増加しているにもかかわらず、全庁方針に基づく業務量を無視した人員削減が続けられてきました。このことは職員の勤務条件を大きく損なうことはもとより、正確な事務執行の支障となり、納税者に対する画一的・強権的滞納整理につながる恐れがあります。

業務量の根拠なく削減した人員を回復するとともに、納税者に対する丁寧で真摯な対応と、正確な業務遂行、専門性の継承のために、必要な人員を配置してください。

5 市内府税事務所再編については十分な総括を行うとともに、納税者の権利と利便性を保障することが必要です。一貫した業務執行体制の確立と専門性の向上を基本に、市内自動車税徴収及び法人二税集中化の抜本的な見直しを行ってください。

6 業務にかかわる以下の事項について改善を求めます。

- (1) 電話機を保留機能、ナンバーディスプレイ機能及び着信履歴表示機能を完備した電話機に更新するとともに、ウイルス等感染防止の観点から1人1台とすること。
- (2) 書類の保管に必要なスペースを速やかに設置するなど、安全に管理できる環境を保つこと。
- (3) 備品・事務用品・消耗品については、業務に支障のないように整備充実すること。
- (4) 地下倉庫の書類入れ替え時の安全対策として、階段台車・スロープ・リフトなど負担軽減策を講じること。
- (5) 誰もが自力で出入りできるように事務所入り口を自動ドアにすること。

7 府民センタービルの建て替えを行うこと。また、建て替えが実現するまでの間、次の措置を講じること。

- (1) エレベーターを地下まで延長すること。もしくは別途地下倉庫と、地上をつなぐエレベーターやリフトを新設すること。
- (2) 各執務室・倉庫・書庫を拡充すること。
- (3) 1階執務室のガラス部分の安全対策を講じること。
- (4) 1階執務室の玄関側のブラインドを改善すること。
- (5) 休養室を窓があり換気のできる部屋にするとともに、備品（布団など）を清潔に使用でき

る状況にすること。

- (6) 更衣室を執務室近くに配置換えすること。また、更衣室の清掃を行うこと。
- (7) 女子更衣室に洗面台を設置すること。
- (8) 男子更衣室のカーペットを張り替えること。
- (9) 執務室の床面の全面改修を行い、床下配線にすること。全面改修までの間は、従前どおり破損箇所をその都度補修すること。
- (10) ゴキブリなどの害虫駆除を行うとともに、特に使用頻度の高い1階トイレの清掃の徹底と換気を十分にし、清潔さを保つこと。
- (11) トイレ内にも空調をきかせること。便座除菌クリーナーを設置すること。手洗いに温水が出るようにすること。
- (12) 不特定多数の者が触れるドアノブを、抗菌仕様のもの又は手で触らずに開けることのできるものに取り替えること。

8 府民センタービルの活用については、一方的に実施せず組合とも協議すること。